

公益財団法人雨岳文庫定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、公益財団法人雨岳文庫と称する。

(事 務 所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県伊勢原市上粕屋 862 番地の 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、次に掲げる貴重な文化的資料を管理・保存するとともに、それを活用し、教育や文化の普及に寄与することを目的とする。

- (1) 神奈川県伊勢原市上粕屋 862 番地の 1 に伝わる国の登録有形文化財であって幕府側近の旗本の間部氏の地代官所として、多分、国内で最後の代官屋敷である建物及び敷地
- (2) 旗本間部氏の地代官資料として保存されている伊勢原市近世、近現代史資料
- (3) 相州最初にして最大の自由民権結社「湘南社」を中心とする、自由民権資料
- (4) 大山二の鳥居関係の全国でも珍しい行政、信仰、建設等の資料群
- (5) 第一回帝国議会衆議院議員の山口左七郎以降三代にわたる国会資料（子の左一は帝国農会関係の衆議院議員、孫の左右平は第二次大戦中の大政翼賛会議員で、産業組合系の衆議院議員であった）
- (6) 襖に描かれた障壁画等の文化的資料及びその他の民俗資料

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 前条各号に掲げる歴史的資料及び文化的資料を整理、保存、公開するとともに、これらの資料を調査・研究し、学識経験者等を招いた講演会、研究会などの開催により教育や文化の普及に寄与する事業
 - (2) 伊勢原市外の地域との交流や地域に伝わる伝統的な風俗・文化などの体験学習などを学識経験者や、その道の専門家を交えて行うことにより、社会教育や地域文化の向上に寄与する事業
 - (3) その他前条の目的を達成するため必要な事業
- 2 前項の事業については、神奈川県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とする。
- 3 第1項の基本財産及び前項の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、これらの財産の一部を処分しようとするとき及びこれらの財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会において議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残高の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次の①から⑥に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を越えないものであること
 - ① 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ② 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 当該評議員の使用人
 - ④ ②又は③に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金 銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者
 - ⑥ ②から④までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次の①から④に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を越えないものであること
 - ① 理事
 - ② 使用人
 - ③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

- ④ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ニ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同上第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ホ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の数の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることとなつてはならない。

（任 期）

- 第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 第 10 条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬）

- 第 13 条 評議員の報酬は、無報酬とする。

第 5 章 評議員会

（構 成）

- 第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権 限）

- 第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

- 第 16 条 当法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

（招 集）

- 第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員及び理事がこれに記名押印するものとする。

第6章 役員

(役員)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長とする（以下「代表理事」を「理事長」と表記する。）

4 理事会は、理事の中から、副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副理事長及び専務理事は各1名、常務理事は2名以内とする。なお、副理事長、専務理事及び常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

5 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事の総数（現在数）の3分の1を越えてはならない。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数（現在数）の3分の1を越えてはならない。

7 監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びに当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

8 監事は当法人の子法人の理事、監事、又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

- 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 6 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行及び会計を監査し、法令で定めるところによる業務及び会計監査の報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 27 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において当法人とその理事との損益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 28 条 当法人は、役員一般法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 29 条 当法人に、任意の機関として、名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払

いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第28条第1項の責任免除
- 3 当法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を得なければならない。

(開催)

第32条 通常理事会は、毎年定期に年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第2号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日、その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

第 40 条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、類似の目的をもつ公益財団法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 41 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、伊勢原市又は類似の目的をもつ公益財団法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て伊勢原市又は類似の目的をもつ公益財団法人に帰属する。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 45 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 46 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事及び監事の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めるところによる。

第 11 章 雑 則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この定款の一部改正は、令和 2 年 6 月 20 日（評議員会議決）から施行する。

別表第 1

財産の種別	場所・物量等
預金	3,000,000 円

別表第 2

財産の種類	場所・物量等
土地	伊勢原市上粕屋北七五三引 3173.18 m ²
建物	伊勢原市上粕屋北七五三引
歴史資料	伊勢原市上粕屋北七五三引建物内